

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設シェモア鶴見（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて、取り決めることをこの約款の目的とします。

(利用の同意)

第2条 本約款に基づく利用の同意を行うに当たり、利用者又は利用者を扶養する者もしくは利用者と生計を一にする者もしくは利用者の代わりに意思決定をする者（以下「身元引受人」という。）は約款の内容を遵守することとします。ただし、身元引受人に変更があった場合には、その都度、当施設に連絡するとともに新たに同意を得ることとします。

(適用期間)

第3条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから退所までの期間に効力を有します。

(入所期間)

第4条 当施設は、老人ホームと異なり中間施設であることから、入所期間に制限があります。よって、入所期間につきましては、本人及び身元引受人にて入所前に支援相談員と確認及び同意の上、入所契約を行うものとします。

(身元引受人)

第5条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- (1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）である。
- (2) 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額70万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - (2) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第6条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除又は終了することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第7条 当施設は、利用者又は身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除又は終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- (2) 当施設で定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅にて生活ができると判断された場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な施設サービスの提供が困難であると判断された場合
- (4) 利用者又は身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員、他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為、反社会的行為、営利行為、宗教活動を行った場合又は本約款に基づく内容に著しく反する行為を行った場合
- (6) 第5条第4項の規定に基づき、当施設が新たに身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設又は設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了する。

(利用料金)

第8条 利用者又は身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の月ごとの合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者又は身元引受人は連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、2項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元

引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第9条 当施設は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じる。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じない場合もある。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用しない。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じる。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じない場合があります。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設医が判断し、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者、若しくは身元引受人の親族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - (2) 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表など。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - (3) サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - (4) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (5) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - (6) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(入所中の外来受診)

第12条 入所中のかかりつけの病院への外来受診については、緊急時を除き原則として家人の付き添いによる対応となります。

(緊急時の対応)

- 第13条** 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における施設サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第14条** 当施設は、利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(要望又は苦情などの申出)

- 第15条** 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する施設サービスに対しての要望又は苦情などについて、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第16条** 施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償いたします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第17条** この約款に定められていない事項は、介護保険法令、その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

附 則

- 1 この重要事項説明書は、平成12年4月1日より施行する。
- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 変 更 | 平成13年3月21日 | 平成26年4月1日 |
| | 平成15年3月1日 | 平成30年4月1日 |
| | 平成17年10月1日 | 令和2年4月1日 |
| | 平成18年4月1日 | 令和3年4月1日 |
| | 平成20年6月1日 | 令和3年10月1日 |
| | 平成21年4月1日 | 令和5年4月1日 |
| | 平成22年4月1日 | 令和5年10月1日 |
| | 平成23年5月1日 | 令和6年4月1日 |